

火山防災対策会議（第16回）議事録

日時：令和5年10月27日（金） 10：00～11：15

場所：中央合同庁舎第8号館 災害対策本部会議室（対面・オンライン併用）

○事務局（朝田） 火山防災対策会議の第16回会合を開催いたします。委員、関係機関の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は進行を務めます、内閣府防災担当調査・企画担当参事官の朝田でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、政策統括官の高橋より御挨拶いたします。

○高橋政策統括官 内閣府の防災担当の政策統括官をしております、高橋と申します。委員の皆様には、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

第16回火山防災対策会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。皆様もご存じのとおり、本年6月に活動火山対策特別措置法の一部改正法が成立をいたしまして、来年4月から施行されることとなっております。

本改正により、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、「火山調査研究推進本部」を新たに設置することなどが定められているところです。火山噴火は、いつ起こるか分からないということでもありますので、備えをさらに充実していくということが大変重要です。

そのため、火山防災協議会など、全国の火山のそれぞれの現場との結び付きを強化し、現場で皆様が抱えていらっしゃる課題を洗い出して、解決に向けた検討を進めるとともに、必要な調査、研究について、新しくできる火山調査研究推進本部にお伝えしていくなど、火山調査研究推進本部と連携して、より一層、火山防災対策の推進に向けた議論を進め、また、強化していければと考えております。

本会議では、令和2年度から火山対策として、一体的な概算要求を推進するという観点で、関係機関の要求内容について事前に取りまとめて情報共有をしており、今年度も8月末に火山防災に係る調査企画委員会を開催し、意見交換をさせていただいているところです。

本日は、行政委員の皆様から、令和6年度概算要求の内容についてご説明をいただければと考えております。また、火山防災に係る調査企画委員会の西村座長より、概算要求に向けた関係機関の連携内容について、ご報告をいただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、幅広い観点から、忌憚のない御意見、活発なご議論をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（朝田） 続きまして、本会議の座長についてです。前回までは、森田裕一委員にお願いをしておりましたが、昨年度をもって委員をご退任されました。そのため、現在の委員の中から、座長を新たに指名させていただきます。

内閣府としましては、座長を東京大学の田中淳委員にお願いしたく存じます。いかがでしょうか。ありがとうございます。異議が無いようですので、田中新座長から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○田中座長 今、ご指名預かりました、東京大学の田中と申します。今まで本会議の座長は藤井先生、そして森田先生と火山学の権威が務めてこられたので、そうすべきだと思っておったのですが、やはり今、高橋統括官の話にもありましたように、活動火山対策特別措置法の改正に伴う火山調査研究推進本部ができると、そのことに伴い、やはり火山の観測、研究、開発を一気に進めるという立場で、ある意味では少し防災との関係で綱引きも出てくるかもしれませんので、はっきりするまでは私のほうで引き継がせていただこうかと思っております。

この火山防災対策会議はだいぶ続いてきたわけですがけれども、今までの、予算を早期に共有をし、議論をしていく、そして、全体の調整を図っていくという趣旨の枠組みと、来年以降、火山調査研究推進本部とどう連携していくのかも含めて、検討していくのではないかと思います。

そういう面では、火山防災対策会議に長年関わってきた身とすると、やはり火山防災の問題はなかなか難しく、まだまだ役割は終わっていないということを政策統括官にお伝えをして、今日の審議に入っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（朝田） ありがとうございます。マスコミの皆様にはここで、ご退出をいただき、モニタリングルームへの移動をお願いいたします。

前回までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる会議形式を取らせていただいておりますが、今回は対面を再開し、オンラインとのハイブリッド形式で開催させていただきます。オンラインで参加されている方におかれましては、ご発言の際、ご自身でマイクをオンにいただき、発言が終わりましたら、ご自身でマイクをオフにいただければと思います。また、ハウリング防止のため、できる限りイヤホンの着用にご協力をお願いいたします。会議中、出席者名簿にご氏名が記載されている皆様は、ビデオをオンの状態のままにしてくださいようお願いいたします。記載のない方は、申し訳ございませんが、ビデオはオフの状態にさせていただきますよう、お願いいたします。特に指名がない限り、原則発言される場合は、Webex の機能から、「手を挙げる」を選択された上で、指名を受けてからご発言をお願いいたします。本日の委員のご出席状況につきましては、お手元の出席者名簿をご確認ください。

議事に入ります前に、会議、議事要旨・議事録及び配布資料の取扱いについて申し

上げます。本会議は基本公開とし、政府としての意思決定過程にあるなど、公開することで社会に混乱を来す、もしくは自由な議論に支障のある議事についてのみ非公開とさせていただきたいと考えております。また、公開部分は、別の会議室において、会議の中継を実施したいと考えております。次に、議事要旨・議事録ですが、議事要旨は、議論の要点のみを記載したものを事務局で作成し、田中座長にご確認いただいた後に、速やかに公表したいと考えております。また、議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後に、非公開の議事に関する部分を除き、発言者の名前も記載した上で公表したいと考えております。

最後に、本日の資料につきましては、全て速やかに公開したいと考えております。会議、議事要旨・議事録および配布資料の取り扱いについて、このような方針でよろしいでしょうか。異議が無いようですので、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、以降の進行につきまして、田中座長、よろしく願いいたします。

○田中座長 田中でございます。本日はよろしく願いいたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。議事の1、「最近の火山防災対策の取組状況について」ということで、資料1-1をご準備いただければと思います。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（佐々木） 事務局でございます。資料1-1、「最近の火山防災対策の取組状況（分類別の概要）」ということで、最近の火山防災対策の取組状況などを、関係機関が連携して推進できるように、分野別に1枚にまとめた資料を提示しています。

左側が主に防災対策に関わるもの、右側が研究・技術開発に関わるもので、それぞれに関わる基礎データの整備としまして、下段に記載をしています。下線を引いておりますものが、次の資料1-2に掲載しています項目ですので、併せてご参照いただければと思います。事務局からは以上です。

○田中座長 ありがとうございます。続きまして、資料1-2について、内閣府防災担当、文部科学省、国土地理院、気象庁の順でお願いいたします。

○高橋委員 内閣府防災でございます。資料1-2の3ページをご覧くださいければと思います。この資料は、火山災害警戒地域が指定された全国49火山における防災対策の取組状況を、令和5年3月末時点で取りまとめたものです。

49火山全てで、火山防災協議会の設置、また、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの運用がなされているところです。十和田は、令和4年3月に運用開始しております。

また、火山防災協議会で協議された避難計画に基づき、地域防災計画等において警戒避難に関する必要事項を網羅して記載していただいている市町村が延べ168、これは令和4年3月末時点の160市町村から8市町村増加しています。

続いて4ページをご覧くださいければと思います。内閣府では、昨年度から多様な火山災害に応じた避難対策を推進するため、火山地域の特性や避難方法が異なるモデル

地域を対象に、都道府県や市町村による火山防災訓練の実施を支援しているところです。今年度は、福島県の安達太良山、磐梯山、また、大分県の鶴見岳・伽藍岳の訓練の支援をしているところです。

また、5ページをご覧くださいと思いますが、こうした支援等で得られた成果を活用して、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」、また、取組事例集を公表して参考にさせていただいているというところです。私からは以上です。
○永井（代理） それでは、文部科学省からご説明させていただきます。資料は12ページをご覧ください。文部科学省は、資料1-1の全体の表で言いますと、研究技術の開発と人材育成を主に担わせていただいているところです。

現在の取組状況ですが、12ページの次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトで研究と人材育成を実施しているということでもあります。これは平成28年度から10年間のプロジェクトになります。大きく2つの柱がありまして、その1つが次世代火山研究推進事業で、具体的には、観測技術の開発や予測技術の開発、対策技術の開発というようなテーマを中心に一元的に研究を推進して、また、観測データを一元的に集約して提供するというのを、引き続きやっているところです。令和5年度についても、霧島山を対象に、課題間連携研究をするなどの取組を推進している状況です。

次のページをご覧ください。人材育成の取組で、来年度の概算要求では、また別の取組を新しく始めようとしておりますが、現状の取組としては、火山研究人材育成コンソーシアム構築事業というものを実施しております。平成28年度から令和4年度におきまして、142名の受講生を受け入れ、また、令和5年度に、新たに24名の受講生を受け入れている状況です。

修士や博士といった若手を中心に育成しておりますが、資料にありますとおり修了者を輩出しており、着実に実施をしています。コンソーシアムの参画機関につきましては、東北大学を中心に、ここに記載の大学研究機関等にご協力をいただいて、進めているというものです。

続きまして、14ページをご覧ください。火山機動観測実証研究事業です。この事業は、火山噴火の切迫期や噴火発生時などの緊急時において、限られた資源である人員や観測機器を、当該火山に集中させて観測を機動的に行うというもので、必要な体制構築に関する実証研究を推進するというものです。

令和5年度におきましては、現在、霧島山でこの機動観測を実施しているところです。また、研究者が参画する「火山機動観測フォーラム（仮称）」ということで、もし噴火があった場合には、各研究機関や大学に資機材を貸し出すということもありますので、そのためのルール作りや、いろいろなシステムを構築するために、火山機動観測フォーラム（仮称）の設置に向けた取組を順次進めているという状況です。文部科学省からは以上です。

○田中座長 ありがとうございます。国土地理院、お願いいたします。

○東出委員 国土地理院から説明させていただきます。時間の関係もあるので、新たな報告事項のみ、説明させていただきます。

18 ページをご覧ください。国土地理院では、従前から SAR 干渉解析を実施してきました。これまで各種誤差の低減について、なかなか困難なところがありましたけれども、時系列の変化を捉えることができるようになったところです。これまでに、国内で 40 の火山について実施してきております。

今回、口永良部島の解析事例を載せておりますが、グラフの右側でオレンジの矢印のとおり上に上がっており、今年度の 5 月以降、衛星に近づく方向、膨張する方向で計測されております。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、気象庁、お願いいたします。

○青木委員 気象庁です。21 ページからになります。今、国土地理院から報告のありました口永良部島についてです。今年の 6 月下旬から活動があり、これまで想定していた火口は新岳火口というところでしたが、今回の火山性地震、あるいは地殻変動は、古岳という火口の周辺で起きています。これに伴って、右側の地図にあるように、古岳から 2 キロの範囲を警戒範囲として追加し、防災対応を行うという形になりました。その後、「火山噴火予知連絡会」でも検討をしていただき、古岳でも水蒸気噴火の可能性があるという検討結果を公表しています。現在、地元の火山防災協議会では、古岳で噴火した場合の噴火シナリオや、防災対応を検討しています。

次に 22 ページです。噴火警戒レベルの判定基準の改善についてで、これまで令和 4 年 3 月までに、49 火山の全てで判定基準の精査を行い、公表してきましたけれども、その後もいろいろと地下のマグマの挙動の推定や、高度化を進め、現在幾つかの火山について取り組んでいるところです。

次に 23 ページです。こちらは、昨年 1 月にトンガの火山噴火で日本まで津波を観測したものです。当時は潮位の変化と言っており、観測したメカニズムは不明でありましたが、津波警報・注意報で呼びかけたところです。その後、こういった火山噴火に伴う潮位変化についても、津波警報・注意報で注意を呼びかけるという検討をし、また、気象業務法、法律のほうでも明確に「火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象」というものを業務に追加するという取組をしております。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に、御質問等ありますでしょうか。それでは、私から 1 つだけよろしいでしょうか。最初に内閣府防災から各火山の取組状況の進展についてご説明いただいたものです。それを拝見すると、昨年度と比べ地域防災計画への記載が若干増えているという方向にはなっていると思うのですが、市町村に伺うと、ちょうどいまは津波対策に担当の方が忙殺されている、という状況も伺ったりしています。

そういう面では、この対策も、こういった数字をずっと並列で見っていくのも良いのですが、課題等を今後共有できればと思います。やはり市町村によっては、1 人、あ

るいは0.5人で対応しているようなところもあるので、その辺をトータルに内閣府としてお考えいただけるといいのかなという気がしました。

○高橋委員 ご指摘ありがとうございます。個々の市町村によって、当然状況が異なると思いますので、しっかりと私どもも個別に把握をして、マンパワー的になかなか進まないというようなことであれば、いろいろサポートをしていくということも必要かと思っておりますので、しっかり対応していきたいと思っています。

○田中座長 よろしく願いいたします。その他御質問いかがでしょうか。リモートでご参加の委員の方、お手が挙がっている方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、また後ほど関連するかもしれませんので、次の議事「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律について」に移りたいと思います。今年度6月に一部を改正する法律が成立いたしましたので、その内容について、内閣府防災担当及び文部科学省からご説明をお願いいたします。

○上村審議官 最初に、内閣府から全体を通してご説明します。活動火山対策特別措置法につきましては、すでにご案内のとおりであります。桜島や、有珠山、そして近くは御嶽山の噴火による災害を踏まえ、法律の制定、または改正が行われてきたところあります。

近年、富士山の富士吉田市の市街地近くで新たな火口が発見されたことにより、想定される火口の範囲の拡大ですとか、また、桜島のほうでは、大規模噴火の可能性が指摘されているという、新しい知見が出てきておまして、火山活動が活発化した際の備えを、より急がなければならないということが分かってきております。

このような状況に鑑みまして、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策のさらなる強化を図り、住民、登山者などの生命、そして身体の安全を確保することを目的として、この法改正がなされております。

主な改正内容は、6項目ございまして、こちらは法律の条文の順番になっております。順番に説明いたします。1点目が、避難確保計画の作成に係る援助になります。避難確保計画の作成が義務付けられております集客施設や要配慮者利用施設における作成作業が十分に進んでいない。その原因を伺ってみますと、計画作成のノウハウの不足ですとか、計画の作成そのものが負担となっているということが挙げられております。これまでも、この条文が無いとできないというわけではありませんし、実際やってきていただいているとは思っておりますが、施設が避難確保計画を作成する際の、市町村長の支援を規定したものであります。また、市町村長が施設を支援するに当たり、火山防災協議会に意見を求められるということも、併せて規定しています。こうした規定を置くことによって、より関係者間の連携強化を促すことにつながると思っております。

2点目は、登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮に関する規定です。御嶽山噴火後の平成27年の改正で、登山届が努力義務と規定されましたけれ

ども、取組がまだ十分ではないという御意見を、山岳ガイド協会などの関係者から頂いたことを受けまして、地方公共団体に対して、登山届の提出が容易にできるよう配慮する旨の規定をするとともに、この登山届の情報が、救助活動にとって重要であるということを明記し、この規定を強化したところであります。

それから3点目、迅速かつ的確な情報の伝達としまして、最新の情報通信技術を活用して、必要な情報を伝達するというを新たに規定しています。

4点目は、火山専門人材の育成及び継続的な確保についてです。火山専門家の育成にとどまらず、継続的に確保していくことが重要という趣旨の規定を追加しています。

5点目が火山調査研究推進本部の設置です。この後、文部科学省から説明がございませけれども、この組織を文部科学省に新設するというものであります。

最後に、「火山防災の日」の新設です。国民に広く火山対策について関心と理解を深めていただくため、8月26日を火山防災の日に制定し、国及び地方公共団体が、防災訓練等の取組を実施するように努めるということとされております。

内閣府防災としましても、先ほど高橋委員から説明ございました、訓練についてのガイドラインを作るなどしておりますが、それに加えて、しっかりと普及啓発などにも取り組んでまいります。

2ページ目以降は、改正法の公布時に、都道府県宛てに通知をした文書を付けております。内閣府からは以上です。

○永井（代理） それでは、文部科学省から、火山調査研究推進本部について、簡単にご説明をさせていただきます。この資料の、縦書きの通知文の3ページをご覧ください。

この6点目に、「火山調査研究推進本部について」というのがございますが、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、特別な機関という位置付けになりますが、文部科学省に火山調査研究推進本部を設置するということになっておりまして、法律の施行に併せて、来年の4月から発足となります。本部長は文部科学大臣になります。

火山調査研究推進本部では、次の事務をつかさどることになっていて、1点目が火山関連の調査、研究等の総合的かつ基本的な施策を立案すること。2点目が関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整。3点目が火山に関する総合的な調査観測計画の策定。4点目が、実態的・最終的には重要になってくるだろうと思いますが、観測、測量、調査、研究に関する関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、並びにこれに基づいて総合的な評価を行うということが、ミッションになっております。その上で、総合的な評価に基づく広報を行っていくという役割となっている状況です。

次のページが、この火山調査研究推進本部の設置についてのパンフレットです。火山調査研究推進本部の中には、2つの委員会が今後設置されることとなります。政策

委員会、そして火山調査委員会です。

政策委員会が、全体的な施策の立案や総合調整を行うことになり、火山調査委員会が、各機関が収集した観測結果等を収集して総合的な評価を行うということで、これが定常的にいろいろと発信していくことになるんだろうと思っております。

ちなみに、文部科学省にはこの火山調査研究推進本部以外にも、地震調査研究推進本部という、同様の本部が従前からございます。こちらは、阪神・淡路大震災を受けて設置された本部で、同じように政策委員会と地震調査委員会というのがございます。

内閣府では、火山調査研究推進本部を「推本」と呼んでいただくことが多いのですが、文部科学省には地震本部があるため、紛らわしいので、「火山本部」、「地震本部」と分けて呼んでいるところです。

現在の検討状況ですが、火山調査研究推進本部は来年4月に発足ということで、この法律に書いてある以上のことは、まだ何も決まってないということが実態です。従って、実際に総合的な評価は一体どこまでやるのか、何を対象とするのかというのも、まだ実は決まっていないところです。

従いまして、4月の発足から活動できるように、9月から「火山調査研究推進本部の設置に向けた準備会」というものを、文部科学省において開催し、そのための予備的な議論、論点整理を行っているということです。

火山研究者18名と、関係行政機関からの参加をいただいて議論しておりますが、座長はここにいらっしゃる清水委員にお願いをしているところです。準備会自体は非公開でございますが、会議終了後に議事要旨を公表するなど、できるだけ透明性を持って取り組んでいるところです。

また、研究者の方々の声を聞いて本部を運営できるように準備を進めているところで、まだ発足に向けていろいろと検討課題が山積ではありますが、このような状況になっているということです。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。今のご説明で、御質問等おありの方。

○清水委員 よろしいですか。

○田中座長 はい、どうぞ。

○清水委員 清水でございます。今御紹介ありましたように、火山調査研究推進本部の設置に向けての準備会にて、座長を仰せつかっております。私ども研究コミュニティにとっても、この活動火山対策特別措置法改正と、それに基づく火山調査研究推進本部の設置は、大変期待をしております。これまでの皆様のご尽力、ご努力に本当に感謝申し上げます。この本部がきちんと機能するためには、いろいろと課題があると思いますが、その中で1つだけ、少し今の説明でほとんど触れられていなかった、人材の確保の部分について、例えば、今の資料の1ページ目の概要を見ますと、活動火山対策特別措置法の改正の柱の4番目に、「火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等」というのがございます。これは、実はこの

火山調査研究推進本部が今後きちんと機能をするためにも、極めて重要なことだと思います。これがこの法律の改正の中に書き込まれたことは、大変ありがたいことでしょうか、非常に重要なことだと思っておりますが、これは準備会でも、特に具体的には議論になっておりませんし、どこで誰がきちんとこの具体的な確保策や、もう少し言えば予算的な支援なども含めてですが、この辺のところは、どこで今後議論をしていくものなのか、できてから政策委員会でやるものなのか、少しその辺りを教えていただければと思います。

○永井（代理） 施策自体は、最初の議題でご説明した人材育成プログラムや、次の議題になります来年度概算要求で、文部科学省として取り組んでいるわけですが、火山人材といっても、いろいろな種類の方がいらっしゃると思います。人材といったときに、全体としてどこまで、どこが司令となるのか。内閣府の方、もし御意見あればと思いますが、火山調査研究推進本部の中でも、政策委員会で総合的な企画、立案、推進を行うことになっておりますので、調査、観測をするためにこういった人材が必要ですか、そういったご議論をいただくこともあろうかと思っております。

従って、いろいろとご議論いただいて論点を挙げていただければ、予算要求など、文部科学省の中でも反映していくということになるかと思っております。

○清水委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。人材育成について、今おっしゃるように、人材育成のプロジェクトが動いておりまして、西村座長を中心に、非常に成果が上がりつつあります。問題は、そこで育った人材をどうやって確保していくかというところ。これは、研究もそうですし、自治体等の防災対応もそうだと思いますが、その辺の確保についても、ぜひいろいろとお知恵、ご助力をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（朝田） 内閣府でございます。御意見ありがとうございます。人材確保につきましては、この活動火山対策特別措置法改正の、いろいろなプロセスの中でも、1つの大きな柱として、特に議法ということで立ち上げていただきました。こちらは国会議員の先生方の関心事項でもございました。文部科学省が中心となって、人材育成に努めていただいております、研究者をどう育成していくかという話にとどまらず、本当に何かあったときに、最前線で知事、あるいは首長の判断を支えるべく、行政職として火山の専門家をどのように育成していくか。すなわち、人材育成といっても、多岐にわたる分野において、視野を広げて、全体として育てていく必要があるであろうといったことを、議論してきた次第です。

火山調査研究推進本部の中で、政策委員会等で議論される部分もあろうかと思っておりますが、先ほど申し上げましたような、行政としてどう育てていくかというところは、火山対策全体の話にもなるかと思っております。そのあたりにつきましては、座長にもまたご指導いただきながら、この対策会議での議論などもあるのではないかと、我々としても、ぜひそういうところで議論させていただきたいと考えております。以上になり

ます。

○田中座長 いろいろな火山でガイドをしていらっしゃる方もおられますし、すでにある人材に活躍していただくというのと、新たにどんどん育てていただくことが大事ですね。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 東北大学の三浦です。私もこの概要を拝見したときに、気になっていることがあります。4番目の柱ですが、その灰色の枠の中に、主語として「国及び地方公共団体は」となっていて、その下に2点ありますが、教育の充実、それから人材の育成ということがあるので、これは、国だけではなく、地方公共団体も何か、そういうタスクを引き受けるとも読めるかと思いますが、その辺はどのようなお考えなのでしょう。

○田中座長 どうぞ。

○事務局（朝田） 内閣府でございます。三浦委員のご指摘のとおり、まさに条文において、国だけではなく、地方公共団体も一緒になって考えるのだということが、明示されているとお考えいただいて結構かと思えます。

先ほど上村審議官から説明しましたが、概要紙の次にあります、この法律の公布に際して、通知文を各地方公共団体、知事宛てに出しておりますが、その5点目をご覧ください。これはいわゆる法律の改正のポイントのようなもので、ここでは「国と地方公共団体が連携して」ということで、法律の内容をそのまま書いておりますが、最後のところにおいて、「地方公共団体におかれては、上記改正の趣旨を踏まえた取組を検討されたい」というような文章を書かせていただいております。

国のほうから、具体的に直球で書くというようなことは、もちろん国と地方との関係ではなかなかできないのですが、この法律の趣旨をきちんと汲んでいただいて、もちろん国も一緒になって考えていこうという趣旨で、このような通知を出させていただいた次第でございます。以上になります。

○田中座長 どうもありがとうございます。よろしいですか。

○三浦委員 ありがとうございます。具体的なところはこれからだということだろうと思うのですが、想像すると、例えば地方公共団体が教育に関わるとすると、高校ですとか、あるいは公立大学、そういったところがあるのかと思うのですが、そういったところで、何か専門家育成ということも、想定範囲内にはあるということでしょうか。

○事務局（朝田） 範囲としては、もちろん含まれると思います。各都道府県のほう、あるいは自治体のほうで、様々な機関、研究所を抱えているところもあると思います。これでというようなことを決め付けるわけではないのですが、いろいろなものを範囲に加えながら、検討なされるべきと考えております。

○三浦委員 ありがとうございます。

○田中座長 先ほどのお話を聞くと、行政で火山対応にあたるような方の専門性とい

ったものも挙げていらっしゃいました。それから、学校教育もあると思います。

そういう面で、あまり具体的に言うともずいのかかもしれませんが、壮瞥町の田鍋さんのような人がどんどん育っていってくれることが、やはり国としてはすごく財産だと思います。多様な面で見ただけならばと思います。そういう意味で、火山専門家をどう定義するかが人によって異なる気がいたしますので、その辺を踏み込んでいただければと思います。

他、いかがでしょうか。阪本委員、お願いいたします。

○阪本委員 ありがとうございます、阪本です。先ほどご説明いただきました、活動火山特別措置法の中の避難確保計画について、1点質問とコメントがあります。

質問なのは、今回、避難確保計画策定にあたって、火山防災協議会のサポートを得られる仕組みを作っているというのは、とても良い取組だと思ったのですが、どのようなプロセスで、このサポートがなされるのか。例えば、支援が欲しい施設側が市町村に相談して、市町村から火山防災協議会にリクエストを出すのか、その辺のプロセスを教えていただければと思います。

そして、コメントのほうですが、要配慮者利用施設についても、避難確保計画の作成について進めるようにという話はよく分かるのですが、他方、要配慮者利用施設は、来年度から事業継続計画の策定が義務付けられます。その事業継続計画と、この避難確保計画は、どのように両立しているのか。あるいはこれから先、両立させていくのかを考えていただけると良いのではないかと思います。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。どうぞ。

○上村審議官 避難確保計画の支援であります。条文の建て付けとしましては、市町村長にまず避難確保計画を作ろうとする施設の側が、こういうことをお願いしますという形を取った上で、市町村長が火山協議会の協力を求めることができるということになっております。

ただ、今申し上げたようなことは、必ずしも法律の条文がなくても、元々できる話ではありますし、必ずそのルートでなければならぬということはないというふうには理解しています。

○田中座長 後段の話につきましてもお願いします。

○事務局（朝田） 後段についてお答えいたします。阪本委員ご指摘のとおり、事業継続計画という観点で、新たに義務付けされるということです。市町村の役割を考えますと、負担が大きくなるという中で、当たり前のことですが、それぞれをばらばらに考えるのではなく、一体的に考えて、それを分かりやすく地域防災計画などに落とし込んでいくというような観点が、重要になろうかと思います。

委員ご指摘の話を、また近々自治体の方々とのコミュニケーションの場、会議が続いてまいりますので、そういった場を通じて今後きちんとお伝えすることも検討していきたいと考えます。

○田中座長 よろしいですか、阪本委員。

○阪本委員 ありがとうございます。既に動いている仕組みが幾つかあるので、うまく共存できるような、そして市町村のサポートになるような仕組みをご検討いただければと思います。どうもありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。とても重要なご指摘で、やはりこの会議から見ると、火山のことを考えていますけれども、それを受ける市町村から見ると、ありとあらゆるものが降ってきて、それを一気にやらなければいけない。

先ほど申し上げた津波と火山もそうだと思いますが、その辺をトータルにどのように、国も目配りをしてくださるのかということはとても大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、よろしいでしょうか。今後とても大事な話になってくる、活動火山対策特別措置法の改正と火山調査研究推進本部についてのお話でした。

それでは続きまして、議事3の「火山防災対策関係の令和6年度概算要求について」に移らせていただきます。先ほども申しましたように、一体的な概算要求を推進するために、令和3年度から概算要求の案の段階で内容を取りまとめ、事前に関係機関で共有、検討をしていただいているところです。

それでは、事務局から資料3-1から資料3-3についてご説明お願いいたします。

○事務局（佐々木） 事務局でございます。まず資料3-1についてです。1ページ目、「概算要求プロセスの変遷について」ということで、昨年度と同様に概算要求の早い段階から関係機関で情報共有を行いまして、概算要求前の8月の調査企画委員会において関係機関から概要をご説明いたしまして、学識委員の皆様からもご意見をいただき議論を進めております。

2ページ目につきましても、昨年度と同様の流れになってございますが、令和6年度概算要求に向け、概算要求案について、各機関より8月30日の火山防災に係る調査企画委員会においてご説明いただき、議論をして本日の火山防災対策会議でご報告するという流れになっております。

火山防災に係る調査企画委員会の開催前に、本火山防災対策会議の委員の先生方も含めまして、御意見を頂き、その内容について議論をしております。3ページ目以降に、そのときの先生方から頂いた御意見と、火山防災に係る調査企画委員会での各機関からのご回答を付けております。時間の関係上、説明は省略させていただきますが、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

続きまして、資料3-2は、各機関の概算要求の概要の総括表になっております。令和6年度の各機関の事業概要と概算要求額につきまして、一覧表に整理しておりますので、この後の各機関からのご説明の際に、併せてご参照いただければと思います。

続きまして、資料3-3です。各機関の概算要求の概要につきまして、先ほどの資料1-1と同様に、1枚にまとめた資料になっております。継続事業が黒字で、新規

箇所、新規事業を赤字で記載しております。こちらをご参照いただければと思います。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、質疑に入る前に、各機関から資料3-4のご説明をお願いしたいと思います。資料の順に従って、内閣府防災担当から順次お願いをいたします。

○高橋委員 内閣府防災でございます。資料3-4の3ページをご覧くださいと思います。内閣府防災の火山関係の概算要求の状況を1枚にまとめたものですが、令和6年度の要求額は1億8,600万円、令和5年度当初予算の1億5,800万からの増額の要求としているところです。

先ほどから出ております改正活動火山対策特別措置法、そうしたものをしっかり踏まえて、火山防災体制を強化するため、先ほど清水委員からもご指摘ございましたが、自治体での防災対策の強化や火山防災エキスパートを派遣するなど、自治体への技術的支援を強化していくこと、また、広域噴火災害時における大規模降灰等の検討、そうしたことを盛り込んでいるところです。

また、これまでの取組に加えて、改正活動火山対策特別措置法で、「火山防災の日」が決められておりますので、来年の初の「火山防災の日」に向けて、防災訓練等、各種イベント的なものを実施することも予定して、要求をまとめているところです。以上です。

○高嶺（代理） 続きまして、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局より説明をいたします。資料3-4の5ページをご覧ください。内閣府科学技術・イノベーション推進事務局では、府省連携による戦略的イノベーション創造プログラム、SIPを実施しております。その課題の1つとして、「スマート防災ネットワークの構築」に取り組んでおります。

この研究プログラムは、本年度から5年間の計画で取り組んでおまして、令和6年度は2年目として実施しますが、あらゆる災害に対して災害情報等の収集・把握の高度化に取り組み、情報分析・シミュレーションを通じて災害対応の意思決定に資する情報を生成し、自治体、企業等による災害への対応力の強化に取り組むものです。加えて、国民一人一人の命を守る防災行動、関係機関による迅速かつ的確な災害対応を実現し、社会全体の被害軽減や早期復興の実現を目指すというプログラムです。以上です。

○小谷委員 消防庁です。資料の11ページをお願いいたします。

消防庁は、退避壕や退避舎の整備に係る地方公共団体の取組を支援するための予算を要求しております。まず1つ目ですが、地方公共団体が整備する、あるいは民間施設に対する活動火山対策退避施設補助事業について、こちらは内数でございますが、13.7億の予算要求を行っております。補助率は、原則3分の1、9火山については2分の1であり、さらにその裏の地方負担分について、特別交付税で80%を措置すると

いう、手厚い措置を講じております。最近の補助の実績は、表のとおりです。

2つ目として、緊急防災・減災事業債の発行です。地方公共団体が取り組まれる事業費に対して、充当率100%、資金を全て地方債で賄うことができ、交付税措置率として、その元利償還金の70%を措置するという、手厚い起債と交付税措置によって支援をしているところです。

これにつきましては、内数にはなりますが、全体で地方債計画として、5,000億円を計上しているところです。以上です。

○永井（代理） 続きまして、文部科学省からご説明をさせていただきます。13ページをご覧ください。火山調査研究推進プランと書かせていただいておりますが、右上の数字をご覧くださいますと、令和6年度の要求・要望額、21億円ということで、前年度7億円からの3倍増で要求を出しております。また、これ以外に国土強靱化枠として、プラスアルファでこの21億円よりも、さらに少し大きな額を、額を明示せずに要求している状況です。

内容としては、左側1点目にありますように、火山調査研究推進本部の運営経費として3億円。右側にあります2-1の一元的な火山調査研究の推進ということで、火山に関する精密構造・噴火履歴等の基盤調査のために、新規で1億円、また、常時観測点の充実も重要だと思っておりますので、これも8億円ということで、観測機器の整備等を進めたいと考えております。

また、2-2ですが、火山の機動観測体制の構築ということで、分析機器や資機材、こういったものの充実を図っていきたいと思っております。

その下の緑のところ、3点目ですが、これは人材育成関係ということで、2つございます。次のページが新規要求で、即戦力となる火山人材育成プログラムです。現状・課題という上の項目をご覧くださいますと、2つ目の四角のところ、問題意識としては、火山調査研究推進本部が設置されるということで、研究者のニーズについて急増が見込まれているのは、先ほどの議題で委員の方からもご指摘いただいたところです。現状、火山研究者の数は、我々の令和2年度調べでは、113名ということで非常に人数が少なく、まさに清水委員からお話ございましたが、火山研究推進に支障を来すおそれがあるということで、人材育成は喫緊の課題でございます。

また、自治体におけるニーズも高いというのは、先ほどご議論ございました。こうした自治体等の実務者への専門知識・技能の取得、能力の向上も大きな課題となっているということです。

このため、事業内容といたしまして、青字で書いてある①から③にあるような教育カリキュラムの編成、講義・実習等の運営に係る取組の必要な経費を補助したいということでございます。

具体的には、「火山研究者を目指す社会人」ということで、例えば企業など、似たようなことに取り組まれている方を対象とした、火山研究に参画していただくための学

び直しの機会の提供や、地震学や情報科学、その他理工学分野といった関連分野で火山を少しやってみたいという方に対する、その参画を促すような教育機会の提供、さらに、自治体・民間企業等における実務者、こうした方に対するリスクリング、こういったことを推進するためのプログラムということを考えております。

次のページにございますが、従前から文部科学省では、次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトの中で若手研究者をコンソーシアムで育成していますが、それに加えて、即戦力を確保するためのプログラムとして、新たに今回プログラムの立ち上げを要求しているということがございます。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

○藤田（英）委員 防災科学技術研究所です。17 ページをご覧ください。火山災害に対するレジリエントな社会の実現のための研究というテーマで進めております。概算要求額は、防災科学技術研究所全体の 100 億円の内数ということになります。

事業内容ですが、左側の「予測」というところ、「火山活動の予測技術開発（センシングとシミュレーション）」。

従来は、基盤的火山観測網で物理的観測を進めてまいりましたが、今後、時々刻々変化する噴火活動に関する、物質科学的な連続データを取得する方向、その技術に関する検討、研究開発を進めていこうと考えております。

具体的には、その下で示しているように、降灰連続観測装置、あるいは火山ガスに関する連続観測技術開発というものを進める方向で進めています。これらのデータは、先ほど文部科学省からご説明ありました、JVND システム、データ統合システムのほうへ持っていこうということを進めています。

続いて、右側です。「対応」としては、その JVND システムを活用して各自治体との連携ということを念頭に置きまして、火山防災に関する情報を生成するための技術開発を考えております。

具体的には、各ハザードのシミュレーション情報、それからハザードのデータベース等を内閣府の SIP のほうで進められております SIP4D というフォーマット、そのシステムにデータを搭載する形で提供するということに関する技術開発を進めていこうと考えております。以上です。ありがとうございました。

○田中座長 続きまして、経済産業省、お願いします。

○石塚委員 19 ページをご覧ください。産業技術総合研究所では、知的基盤整備計画に基づきまして、主に地質情報の整備を進めているところですが、予算は運営費交付金の内数ということで計上しております。

主なテーマは、1 番目「活火山の地質図・データベース整備」、2 番目「物質科学的手法による火山噴火推移の研究」、3 番目「巨大噴火準備過程の研究」です。1 番目に関しては、火山灰カタログのデータ登録を継続して進め、また、大規模火砕流につきましては、来年度十和田の八戸火砕流の公表を予定しております。

次のページをご覧ください。活火山の地質図整備をグラフにしておりますが、来年度

は、御嶽山の出版を予定しております。1つの火山につき、調査に5年ほどかけておりますが、右図の赤線で示してあるとおり、着実に整備を進めているところです。来年度は右下に記載しているように、雌阿寒岳をはじめとする火山で調査を進める予定です。

次のページをご覧ください。一昨年度から、火口位置データが重要ということで、整備を進めております。左下の図にありますように、1メートル DEM（数値標高モデル）から赤色立体図を作成して現地調査結果と合わせ、緑色で示しているような火口位置を与え、活動年代、噴火規模と様式を与えるといった整備を進めております。来年度に50火山をそろえる予定で進めております。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。続きまして、国土交通省砂防部、お願いいたします。

○草野委員 国土交通省の砂防部です。23ページをご覧ください。まず概算要求ですが、右上に令和6年度概算要求額として、治水事業関係の1兆170億円の内数及び防災・安全交付金の内数、対前年比で約1.2倍となっております。

下のイメージ図ですが、火山噴火に伴う土砂災害対策として、ハード整備である砂防堰堤の整備や、監視カメラ等のソフト対策を実施するという内容になっております。24ページご覧いただきますと、火山災害警戒地域の指定された49の火山を対象に、火山噴火緊急減災対策砂防計画という、平常時から噴火時のハード対策、ソフト対策を行う計画を火山ごとに作っております。監視カメラの設置や、導流堤あるいはブロックの砂防堰堤を設置する計画になっております。監視カメラの観測情報などについては、自治体や気象庁ほか、関係機関と火山防災協議会を通じて共有・連携しております。また、これらの対応が素早くできるように、適宜訓練や、内容の見直しなどを実施しているところです。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。続きまして、国土地理院、お願いいたします。

○東出委員 28ページをご覧ください。来年度の新規の要求を中心に、2点報告させていただきます。上段左側の図について、先ほど SAR 干渉解析の話がありましたが、現在 JAXA の ALOS-2 のデータを用いていますが、今後打ち上げが予定されている ALOS-4 や、海外の SAR 衛星も併せて解析できるようにして、高頻度で詳細な地殻変動を把握していこうとしているところです。

上段の真ん中は、電子基準点で火山活動の監視を行ってきていますが、地震ではほぼリアルタイムで情報提供できるシステムをつくっており、火山噴火においても更に早く、リアルタイムに近い形を目指して、新たに関係機関に情報提供していくものです。国土地理院の電子基準点に加えて他機関の観測点も使用できるシステムをつくっていく要求をしようと思っております。この2点です。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。各行政委員の方から、てきぱきとしたご発表いただいていたのですが、司会の不手際で11時になってしまいました。万が一、委

員でもう退席されなければいけない方がいらっしゃるようでしたら、ご発言があればしていただき、ないようでしたらまた続けていきたいと思えます。それでは、ないようでございますので、気象庁、そして海上保安庁、お願いしたいと思えます。

○青木委員 気象庁です。30 ページからです。30 ページは、火山の観測用機器の要求になっています。31 ページは、観測機器や、情報システムの運用の要求になっています。次の 32 ページが令和 6 年度のトピック的なもので、監視や警報発表のシステムの更新経費になっています。今回の更新としては、これまでよりも広い範囲の観測データを取り込んで、より深い部分にあるマグマの活動などを見ていこうということになっています。次の 33 ページが、気象研究所の研究の要求になっております。なお、タイトルは今後若干変わる可能性もあります。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。海上保安庁、お願いいたします。

○藤田(雅)委員 海上保安庁です。基本、例年どおりの継続要求ですが、額は記載のとおりで 2 項目ございます。

1 項目目は、航空機を用いた南方諸島、南西諸島方面の監視観測ということで、例えば、その右側の写真のうち、左側の西之島、このような活動的な所では、月 1 回程度の観測を継続していくというところ です。

2 項目目は、海域火山基礎情報調査ということで、測量船を用いて、海底地形、海底地質、地磁気異常等の観測を行い、情報を取りまとめしております。ホームページ等で、海域火山データベースという形で公表をしております。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。土木研究所、お願いいたします。

○石井委員 土木研究所です。資料は 37 ページになります。土木研究所では、火山噴火時に多数の溪流を対象として、土石流の氾濫範囲を迅速に推定できるように、数値シミュレーション手法の開発、そして改良を行っているところ です。

令和 6 年におきましても、桜島、有村川での土石流観測を継続するとともに、発生源の調査、さらに火砕物堆積後の表面流の流出特性を理解するための基礎実験も行いながら検討をしていく予定としております。説明は以上です。

○田中座長 ありがとうございます。最後に、オンライン参加いただいております情報通信研究機構、資料 3-1 の戻って 7 ページからになりますが、ご説明をお願いいたします。

○川村委員 よろしくお願ひします。情報通信研究機構の川村です。総務省の予算要求から説明いたします。概算要求ですが、およそ 15 億円の内数ということで要求しています。

内容は、情報通信研究機構として研究開発をしている航空機搭載合成開口レーダーについての研究開発です。情報通信研究機構では火山を含め、地震、津波、森林、土地利用等の研究開発のために Pi-SAR X3 と呼ばれている航空機 SAR を使用しているところで、令和 6 年度は、この SAR 観測を行ってデータを取得し、観測手法の開発等

を行っていきます。また、地震や火山等の噴火に関しての被害状況の把握をするために、新たな観測データと過去データを比較し情報を抽出するような研究開発を実施したり、データの検索・公開システムを運用していくということになっております。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。それでは質疑に移る前に、資料3-5につきまして、火山防災に係る調査企画委員会の西村座長からご説明をいただきたいと思っております。

○火山防災に係る調査企画委員会座長の西村です。よろしく申し上げます。火山防災に係る調査企画委員会では、火山防災、あるいは火山監視、研究について非常に幅広い省庁や機関が関わっておりますので、その情報交換をして、より良い連携をしながら、防災、あるいは観測、研究を推進していこうというものです。

各機関から、今回のような現在取り組まれていること、それから概算要求のお話を伺って、関係者で連携の方策や予算の使い方について議論してきました。今年度についても、各機関の要求内容について施策・研究連携のための調整を行いまして、観測点整備、それから研究について重複が無いことを確認しております。それから、連携・分担すべき内容についても確認して進めております。火山調査研究推進本部ができましたので、こういった会議の場だけでなく、具体的に各省庁、機関の連携がより進めばいいと私自身は感じております。

細かな観測点整備・更新、研究、それぞれ重複しそうなところについては、資料3-5にまとめてありますのでご覧いただければと思いますけれども、先ほど申したとおり、連携をよく取りながら順調に進めております。以上です。

○田中座長 大変な作業ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につき、御意見がある方は、どうぞ挙手をお願いいたします。どうぞ。

○大野委員 1つは、まず概算要求の内容でいけば、消防庁でされているような退避舎の補強についてです。これは非常に効果的で、実際に有事の際には人の命を直接守るという、本当に必要なインフラだと思いますので、進めていただきたいと思っています。残念ながら、自治体からあまり手が挙がっていないというお話も聞いておりまして、これは、おそらく市町村にしてみれば、大変仕事が忙しくて、そういった退避舎を整備するようなところは、中山間地のような人数の少ない市町村が多いと思いますので、なかなか手が回っていないのではないかという気がいたします。ですから、何かそういったものをサポートするような手法が無いのかなという気がいたしました。

それから人材確保の話ですが、市町村の立場に立ってどのような専門家が欲しいのかを考えると、火山の専門家を抱えられる市町村はそんなにないかと思っております。ですから、川上の部分は国なり、場合によっては県もあるかもしれません。そういったところにある程度は任せて、そして、市町村では、おそらく火山防災、防災のほうの人が必要なのだろうと思われれます。ですから、いまいる数少ない防災担当者に、むしろ

火山の知識を持ってもらって、その火山の専門家に近いようなところまで、リスクリングと申しますか、そういった形を進めていくというのが、非常に有効な方法ではないかと思いました。

そして、ここで発言していいのかどうかもと思いますが、いままでの気象庁の火山噴火予知連絡会や各火山における火山防災協議会の体制などいろいろと整備されていますが、火山調査研究推進本部が文部科学省にできるということ、その辺との関係、おそらく市町村の方も有事の際にどうなるのだろうと思っている方は実は多いです。私もそういう話をよく聞きます。これはやはりきっちり整理をして、例えばいままでとそれほど変わらないのですよということであれば、そういった情報でもいいと思いますし、この部分だけが変わりますよという話があれば、それをしっかりお示したほうがいいのではないかと思います。特に、機動観測体制のような、非常に素晴らしい取組を今回盛り込んでおられますので、こういった情報をどういうふうに活用していくのか。そういった情報の流れも含めて整理して、それを自治体等にお示しする、もしくは火山防災協議会にお示しする、そういったことが、必要なプロセスではないかと思いました。

それからもう1つ、砂防部でやっておられるリアルタイムハザードマップですが、市町村からは結構評価が高いです。要は、実際にハザードがどう影響するのかが目に見えて分かりますよね。ある程度の精度もあるということで、そういった場合に、やはり警戒避難を考える基礎になるものなので、より早くより精度を上げる、そして、必要なデータはいろいろな機関が収集されますので、そういったものをうまく活用できる体制を早く作っていただけるといいなと思いました。何点か申し上げましたけども、私からは以上です。

○田中座長 ありがとうございます。それでは今の御意見にお答えをお願いします。

○小谷委員 ありがとうございます。消防庁です。市町村の防災に対する体制の話でございました。火山防災は、雨などに比べて、地域差もありますが、どうしても頻度が少ないという認識を持っている市町村が多く、実態で言うと小さな市町村ではそもそも防災担当の防災を専任でやっている職員がいないような団体もまだございます。そういった小規模な団体の防災体制の整備は、消防庁としても、まず事象は別として、危機管理関係の流れなど、そういうものをしっかりできるようにということで、乗り込んでいって訓練を一緒にやるという事業もやっております。火山を想定した訓練をやったことはまだないのですが、

例えば、首長が避難指示をどのタイミングで、どういう状況で出すのか、その後はどうするのか、避難所はどうするのか、そういった災害時における基本的な流れを訓練でやっています。災害の要因がいろいろある中に、火山もあるという意識付けなどはやっていきたいと思いますが、現実問題として火山に詳しい職員を市町村レベルで育てることは、なかなかまだ難しいという現状がございます。

都道府県であれば、研究所を持っているようなところも幾つかありますが、これも地域ごとの事情がありますし、山梨県の長崎知事など非常に熱心に取り組まれているようなところもありますが、そうではない団体もあるのも事実ですので、そういったところについては意識付けをしていくことが重要です。山梨県の長崎知事が、知事会の中でもいろいろ議論しているようで、そういった意識は徐々に広がってきており、消防庁としてもそのような意識付けを進めていきたいと思っています。

市町村の方にお話を伺いますと、最近気象台の職員の方が雨のときに丁寧に説明に来てくださるなど、何かあったときは声をかけて相談できる関係が徐々に進んできております。もし火山でも何かあったときに、いろいろな方にアドバイスいただけるような関係づくりが、まずは一番現実的で効果的かと思いますので、そういったところも含めて対応していきたいと思っています。

○田中座長 ありがとうございます。火山調査研究推進本部との関係については、何かコメントはありますか。

○永井（代理） 文部科学省です。機動観測を含めた情報発信のあり方は、まだ総合的な評価をどうするかという議論をしているところですので、ご指摘いただいた内容も踏まえながら、情報発信のあり方を考えていきたいと思っています。

また、人材育成についてもご指摘賜りました。市町村で火山の専門家だけ抱えるのは、キャリアパス上なかなか難しいというのは、まさにそのとおりと理解しておりますので、一般的な防災の担当者の方に対しても火山に関するいろいろな知見を提供するようなプログラムということもこの新しい概算要求の狙いの1つと考えているところです。

○田中座長 ありがとうございます。どうぞ。

○青木委員 気象庁です。先ほどの御質問の中に、火山噴火予知連絡会というのもありましたが、現在、火山調査研究推進本部の準備会の中でいろいろと検討されておりますので、その状況を見ながら火山噴火予知連絡会の役割も気象庁の中で検討していきたいと思っています。

ただ、いずれにしましても、気象庁としては火山活動を24時間監視して警報を発表するという業務、それから、地元の気象台が地元の自治体、火山防災協議会も含めて支援するということには力を入れて取り組んでまいりますので、引き続きよろしくをお願いします。

○田中座長 よろしいでしょうか。あと1つは、リアルタイムハザードマップですね。これは、コメントというか応援ですので、逆に防災のほうから、何か精度上げる上で、こういう研究のブレイクスルーが欲しいということもあると、まさに双方向の今回の体制の良さが出てくると思います。

そうは言いながら、研究がそう要求にぱっと応えられるほど、火山が甘いとは思わないのですが、そういう明確な位置付けも必要になってくるのではないかなという気が

しました。何かありますか。三浦委員。

○三浦委員 東北大学の三浦です。先ほどの、退避壕の件につきまして、私、東北地方の火山防災協議会に参画しておりますが、福島県から、「退避壕を造りたいのだけれども」という相談を受けまして、いろいろとお話を聞くと、一番ネックなのは予算であるということです。

消防庁では、この補助という形で支援事業がありますが、その実績を拝見すると、それほど多くないということもありますし、そうであるならば、例えば補助率を少し実情にあわせて件数が少ないような年度には、もう少し何とか補助率を上げていただくというような柔軟な対応をお願いできれば、地方公共団体も積極的な設置計画といったものが立てられるのではないかと思います、その辺りいかがでしょうか。

○小谷委員 消防庁です。補助率が3分の1や2分の1という点でございしますが、先ほどご説明しましたとおり、その残り部分、3分の2や2分の1についても、その8割は特別交付税で見るということになっております。国が100%負担するような補助事業を除けば、これほど地方団体にとって負担の少ない制度はおそらくないと思いますので、お金の問題ではないのではないかと正直思っています。また、補助ではなく、市町村の単独事業としても、当座のお金も要らないように、地方債でとりあえずは借金をしてもらい、後で借金を返すときに7割は国が面倒見ますという仕組みもあります。ですので、あとはもう市町村や都道府県の中での優先度の問題であって、これ以上、財政上手厚くは正直できないと思っております。そこは市町村なり、都道府県の中での優先度が低いという実態、そこは我々としても非常に残念ですので、しっかりとそういったところの意識付けに向けて、努力していきたいと思っております。

○三浦委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○田中座長 防災の優先順位、特に非常に財政が制限されている中で、人材を事務的にどう確保するのか。おそらく事務作業だけですら、やりたくないというぐらいにお忙しいのではないかと思います。その辺はまた全体として、内閣府としてお考えいただければと思います。よろしく願いいたします。

他いかがでしょうか。リモート参加の方々はいいでしょうか。分かりました。それでは、この時間で、いったん御質問を打ち切らせていただきます。ただ、かなり急いで発表していただき、また、皆様も時間を気にしてご発言をいただいていると思いますので、資料についての質問やコメントは、事務局宛てに頂ければと思います。いつぐらいまでがよろしいでしょうか。

○事務局（朝田） もしあれば、1週間ぐらいの間に頂ければ十分かと思います。

○田中座長 1週間ということで、よろしく願いしたいと思います。それでは、本日予定しておりました議事は終了いたしました。本日の議事はここまでとさせていただきます。皆様、活発なご議論をいただきありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（朝田） 田中座長、ありがとうございました。今後のスケジュールですが、次回の会合につきましては、日程を調整の上、事務局からご連絡させていただきます。よろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上